

業務仕様書

1 業務の名称及び概要

[名称] 介護保険施設・障害福祉サービス事業所等食材費高騰対策特別支援金申請受付業務

[概要] 介護保険施設・障がい者施設等を運営する法人から提出された申請書の受付、データ入力、申請不備の補正対応等を行う。

2 履行期間、業務体制

(1) 履行期間

契約締結日～令和5年1月13日（金曜日）

※申請受付期間は令和4年12月1日（木曜日）～同年12月28日（水曜日）

(2) 業務体制

本業務に従事する人員については、履行期間内に確実に処理できる必要数を配置するとともに、申請受付業務を統括する「責任者」を組織上配置すること。なお、「責任者」の責務は以下のとおりとする。

ア 業務全体の統括、進行管理

イ 緊急時の対応

ウ 委託者との連絡調整及び業務状況の報告（責任者が不在の履行日においても同程度の対応ができる体制をとること）

エ 受託者が配置する人員の管理・教育等

3 業務内容

(1) 申請書受付メールアドレスの用意

本支援金の申請書は、対象事業所から申請書データ（Microsoft Excel形式）を添付した電子メールにより提出させるため、受託者は本業務で使用するメールアドレスを用意し、事前に委託者へ知らせること。

なお、委託者が対象事業所へ周知する関係から、メールアドレスを用意する期日は別途委託者と協議すること。

(2) 申請書受付等

ア 受理通知メールの返信

対象事業所から提出された申請書データを(1)のメールアドレスにおいて受信したときは、翌営業日までに、申請書に記載された申請担当者のメールアドレス宛てに、仕様書別紙に定める受理通知メールを送信すること。

イ 申請書の簡易審査・データ入力

申請書の記載内容を確認し、入力漏れや不備等がないか簡易審査を行う。入力漏れや明らかな誤りなどが認められた場合は、申請書に記載された申請担当者に連絡し、補正を求めること。

補正対応がない場合、申請書の記載内容を委託者が提供するリストデータ（Microsoft Excel形式）に入力（10項目程度）すること。

ウ 成果物フォルダへの格納

リストデータへの入力を終えた申請書データ及び対象事業所からの提出メールは、事業所ごとにフォルダに格納すること。この際、フォルダ名は「提出日4桁+申請書に記載の施設（事業所）名」とすること。

(3) 申請書及びリストデータの納品

申請書データ等を格納したフォルダ及びリストデータは、原則、令和5年1月10日までに納品すること。不測の事態等により期限までの納品が難しい場合は、委託者に相談すること。

納品方法については、フォルダ、リストデータともに原則委託者の指定するメールアドレスに電子メールで送信すること。ただし、容量の関係で送信が難しい場合は別途委託者と協議すること。

4 対象事業所数

当該交付金の対象となる事業所は、介護保険施設等1,300件程度、障がい者施設2,000件程度の計3,300件程度であり、同程度に近い処理件数を見込む。

5 その他の事項

- ・本業務は、受託者が用意する作業場所及び環境で行うこと。
- ・本業務の履行にあたり、必要なパソコンや消耗品等は受託者の負担により用意すること。
- ・受託者は、本業務の履行期間及び履行後において、業務上知り得た一切の秘密について第三者に漏らしてはならない。また、受託者の従業員に対し、上記の秘密の保持について適切な指導管理を行わなければならない。
- ・受託者は、本業務の履行にあたり、事故防止等に留意し、事故に対する一切の責任を負うこと。
- ・受託者は、本業務の履行完了後、第5営業日までに完了届の提出を行うこと。委託料については、委託者による所定の履行検査終了後、検査で合格した者に対して、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。
- ・使用済データ等は、委託者と受託者間で協議し合意した方法で確実に消去すること。
- ・本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定するものとする。

6 担当課

《契約・仕様に関すること、介護保険施設等に関すること》

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所3階北側

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険（事業指導担当）課 （電話 011-211-2972）

《障がい者施設等に関すること》

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所3階南側

札幌市保健福祉局障がい福祉部障がい福祉課 （電話 011-211-2938）

表題

【受理】介護保険施設・障害福祉サービス事業所等食材費高騰対策特別支援金について

本文

平素より大変お世話になっております。

介護保険施設・障害福祉サービス事業所等食材費高騰対策特別支援金の申請受付事務局でございます。

先にご提出いただいた表題の申請につきまして、事務局にて受理しましたのでお知らせいたします。(本メールは支援金の交付を確約するものではありませんのでご注意ください。)

なお、申請内容の確認のため、事務局から申請ご担当様へ連絡する場合があります。その際は、ご対応のほどよろしくお願いいたします。